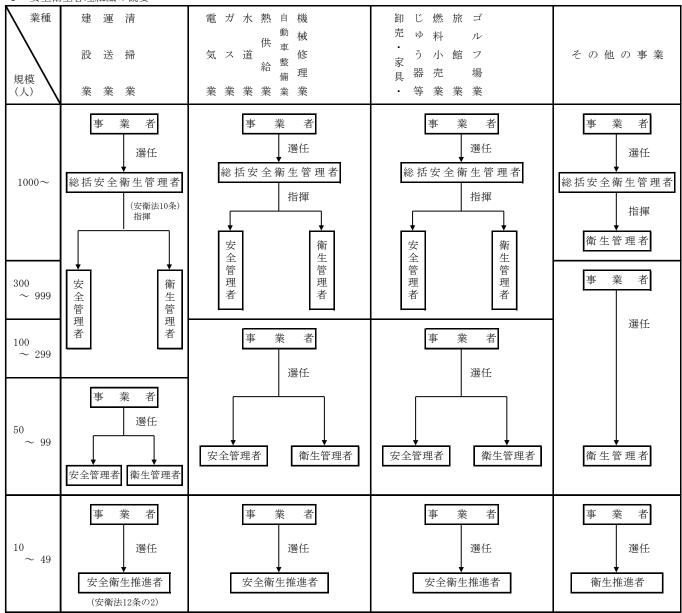
(参考)

1 安全衛生管理組織の概要



- 2 全業種で規模50人以上の事業場には、産業医の選任と衛生委員会を設けること。(安衛法13条、18条)
- 3 安全委員会を設けるべき事業場(安衛法17条)

業種	規模
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業および輸送用機械器具 製造業、運送業のうち道路貨物運送業および港湾運送業、自動車整備業、機械修理業ならびに清掃業	50人以上
上記以外の製造業、上記以外の運送業、電気業、ガス業、水道業、通信業、熱供給業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上

4 衛生管理者の規模別選任人数(安衛則7条)

事業場の規模(常時使用する労働者数)		衛生管理者数
50 人以上	200 人以下	1人以上
200 人を超え	500 人以下	2人以上
500 人を超え	1000 人以下	3人以上
1000 人を超え	2000 人以下	4人以上
2000 人を超え	3000 人以下	5人以上
3000 人を超	える場合	6人以上

5 衛生工学衛生管理者の選任要件(安衛則7条)

常時500人を超える労働者を使用する事業場で坑内労働又は<u>※有害な業務</u>に常時30人以上の労働者を従事させるものにあっては、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任すること。

※労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは 第9号に掲げる業務